

■天草市空き家活用事業補助金 手続きフロー図



移住・定住コーディネーターに
事前に相談しておく
スムーズです♪



空き家等情報バンクに登録されている物件の成約後

補助金交付申請

- 補助金等交付申請書
- 事業計画書
- 売買・賃貸契約書の写し
- 見積書、もしくは写し
- 空き家の図面
- 現況写真
- 誓約・承諾書
- 世帯全員の住民票の写し
- 納税証明書(滞納のない証明書)
- 確認書(賃借人のみ)
- その他市長が必要と認める書類

申

交付決定通知書の送付

交付決定通知書の発行日以降に改修等を開始
費用のお支払い

請

実績報告

- 実績報告書
- 収支清算書
- 領収書の写し
- 工事写真
- その他市長が必要と認める書類

者

確定通知書

書類の審査後、現地確認を行います。
問題なければ確定通知書を送付いたします。

交付請求

- 交付請求書

約2週間後の木曜日に入金されます

天
草
市

地
域
政
策
課

■天草市空き家活用事業補助金 対象者

(1) 利用希望者であって、次に掲げる要件をすべて満たす者

- ア 所有者等との間で、空き家の売買契約又は賃貸借契約を行っている者（ただし、所有者等の3親等以内の親族の場合を除く。）
- イ 交付申請時点において、住民基本台帳等に登録されていない者（以下「移住予定者」という。）、又は、本市に転入した日から起算して180日以内（その日が休日に当たるときは、その前日までの休日でない日）の者（以下「移住者」という。）
- ウ 改修等の実施後30日以内に本市の住民基本台帳等に登録する者（既に登録している者を除く。）
- エ 転入後、3年以上継続して本市に居住する意思を有する者
- オ 自らの負担で改修等をしようとする者
- カ 過去にこの補助金を受けたことがない者
- キ 第3条第1項第1号から第7号までの規定を満たす者（ただし、この場合において、第2号中「転入し」とあるのは、「転入、又は転入を予定し」と、第3号中「有していること」とあるのは、「有していること、又は有する予定であること」と読み替えるものとする。）

(2) 所有者等であって、次に掲げる要件をすべて満たす者

- ア 利用希望者との間で、空き家の売買契約又は賃貸借契約を行っている者（ただし、利用希望者の3親等以内の親族の場合を除く。）
- イ 空き家の売買契約又は賃貸借契約の日から起算して180日以内（その日が休日に当たるときは、その前日までの休日でない日）の者
- ウ 市税等の滞納がない者
- エ 利用希望者に賃貸住宅として3年以上提供する者（ただし、当該家屋を賃貸後に当該利用希望者へ売却した場合は、この限りでない。）

※所有者等の補助金の交付回数は、同一の空き家に対して、1回限りとする。

【補助金の額】

補助対象経費の2分の1以内で、100万円を上限として、予算の範囲内で市長が定める額。ただし、家財道具の搬出、処分のみの場合は補助対象経費の2分の1以内で、20万円を上限とする。

【補助金の対象経費】

空き家の給排水施設、風呂、台所、便所、屋根等改修に係る費用及び家財道具の搬出、処分に要する費用

※詳細につきましては、天草市地域政策課定住促進係までお問い合わせください。

問合せ・提出先

〒863-8631

熊本県天草市東浜町8番1号

天草市役所 地域振興部 地域政策課 定住促進係 宛

TEL : 0969-27-6000 FAX : 0969-24-2744

Mail : iju@city.amakusa.lg.jp